

資源有効利用促進法省令改正について

(①公布 R4. 9. 2、施行 R5. 1. 1)

(②公布 R5. 3. 3、施行 R5. 5. 26、一部施行 R6. 6. 1)②：500m³以上の建設発生土搬出工事が対象

1 施工前に実施すること

- 元請業者は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票(500m³以上の建設発生土を搬出する場合に作成)を作成し、発注者へ提出、説明。
- 元請業者は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票を、工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示。
- 元請業者は、建設発生土の搬出先、建設発生土の搬出量、確認結果票を、建設発生土の運送事業者に通知。

2 建設発生土の搬出後にすること

- 元請業者は、建設発生土を搬出先へ搬出後、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付をもとめる。
- 元請業者は、受領書の搬出先が、再生資源利用促進計画書と一致することを確認する。

3 建設発生土の受入後にすること

- 元請業者は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入後、搬入元に受領書を交付する。

4 施工の完了後に実施すること

- 元請業者は、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を記録し、発注者から請求があった場合に報告。
- 元請業者は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、確認結果票、受領書の写しを、工事の完成から5年間保存。

【搬出先がストックヤードの場合】■ 建設発生土の搬出後に、他の搬出先に搬出されたときにすること※

- 元請業者は、再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から、他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに書面（受領書と同じ内容）を作成する。
⇒ 元請の最終搬出先確認義務
- 次の①～④に搬出されたときは除く。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（国又は地方団体が受領書を交付）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 元請業者は、書面を、工事の完成から5年間保存。

■ 登録ストックヤード制度

- 一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度。
- 登録ストックヤードに搬出すると、元請ではなく、登録ストックヤードが最終搬出先を確認。

公共建設発生土処理に係る特記仕様書(例)

本工事から発生する発生土については、下記により処理すること。

1.受入場所

- ・受入地等の名称 : ○○○受入地
- ・場 所 : ○○○市○○○地内

2.受入条件

- ・搬入不可日 : 原則として、日曜日、祝祭日、年末年始及び雨天日とする。
- ・搬入時間 : 原則として、9:00 ~ 17:00とする。
- ・搬入車両 : 2t、3t、4t、10t
- ・土質条件 : 第○種~第○種建設発生土
- ・搬入経路 : 別紙参照

1台当り換算

車 種	積載土量 (地山)	備 考
2t車	1.111 m3	土砂の単位体積重量は、1.8t/m3として計算。
3t車	1.666 m3	
4t車	2.222 m3	
10t車	5.277 m3	

※ 整理券発行枚数は、原則として搬入対象地山土量を使用車種別に積載土量で除し、小数点以下を切り上げた整数枚とする。ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が1.8t/m3と著しく異なること等により、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

3. 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出すること。
4. (1) 受注者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下、計画書)及び、再生資源利用促進実施書(以下、実施書)を提出すること。
- (2) 体積が500m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は監督員が記載した土壌汚染対策法等手続の確認フロー(別紙「様式3」)(以下、確認フロー)及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(別紙「様式4」)(以下、確認結果票)を確認し、確認結果票を作成すること。
- (3) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
- (4) 受注者は、(2)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
- (5) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (6) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。
- (7) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。
また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。
なお、監督員が求めた場合は提示すること
5. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市町村に対し、別紙「様式2」を提出すること。(地山土量100m3以上を搬入する市町村が対象)

確 認 届 (受入地・仮置場)

年 月 日

事務所長 殿

住 所
受注者 会 社 名
代 表 者 名
電 話

契約工事名	処理方法	指定A・指定B・確認
-------	------	------------

私は上記工事の建設発生土 **受入地・仮置場** について、公共建設発生土処理に係る特記仕様書記載事項に基づき、適法であることを確認しました。

	内 容				
受入地等所在地（地番まで）					
事業等区分	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・砂利及び岩石採取事業 ・土地改良事業 ・開発行為（ ） ・農地転用 ・農地一時転用 ・その他（ ） ※該当するものに丸を付ける 				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">許可指令番号等</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">事業期間</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	許可指令番号等		事業期間	
許可指令番号等		事業期間			
事業地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理者</td> <td style="width: 85%;">(社名 代表者等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住所 ・ 連絡先</td> </tr> </table>	管理者	(社名 代表者等)	住所 ・ 連絡先	
	管理者	(社名 代表者等)			
住所 ・ 連絡先					
その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">地権者氏名</td> <td style="width: 40%;">住所：</td> </tr> <tr> <td>地目</td> <td>電話：</td> </tr> </table>	地権者氏名	住所：	地目	電話：
	地権者氏名	住所：			
地目	電話：				
地山土量 ・ 運搬距離	m ³ k m				
受入料金 ・ 搬入期間	(税別) 円/m ³ ・ R . . ~ R . .				

- 備考
- ・ 運搬経路図及び受入地・仮置場の行為範囲を明示した明細地図、許可証の写し、現況写真（搬入前）を添付する。
 - ・ 搬入完了後の、監督員による現地確認状況写真を工事写真帳に添付すること。
 - ・ 受入料金とは、運搬費を含まない処理料金のみとする。
 - ・ 仮置場を利用する場合の運搬距離の記載は、仮置場の確認届には現場から仮置場までの距離、受入地の確認届には仮置場から受入地までの距離を記載する。
 - ・ 発注者の調査結果で不相当と判断された場合は再提出となるので、現地への搬入は決裁の確認をしてから行うこととする。

上記の確認届の内容について調査したところ以下のとおりです。

年 月 日

監督員： _____

- ・ 各法令担当機関への確認結果[農地法・森林法・市町村条例・その他（ ）]

- ・ 現地調査結果（調査年月日： 年 月 日）

所 長	部 長	課 長	課 長 補 佐	課 員

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

 殿

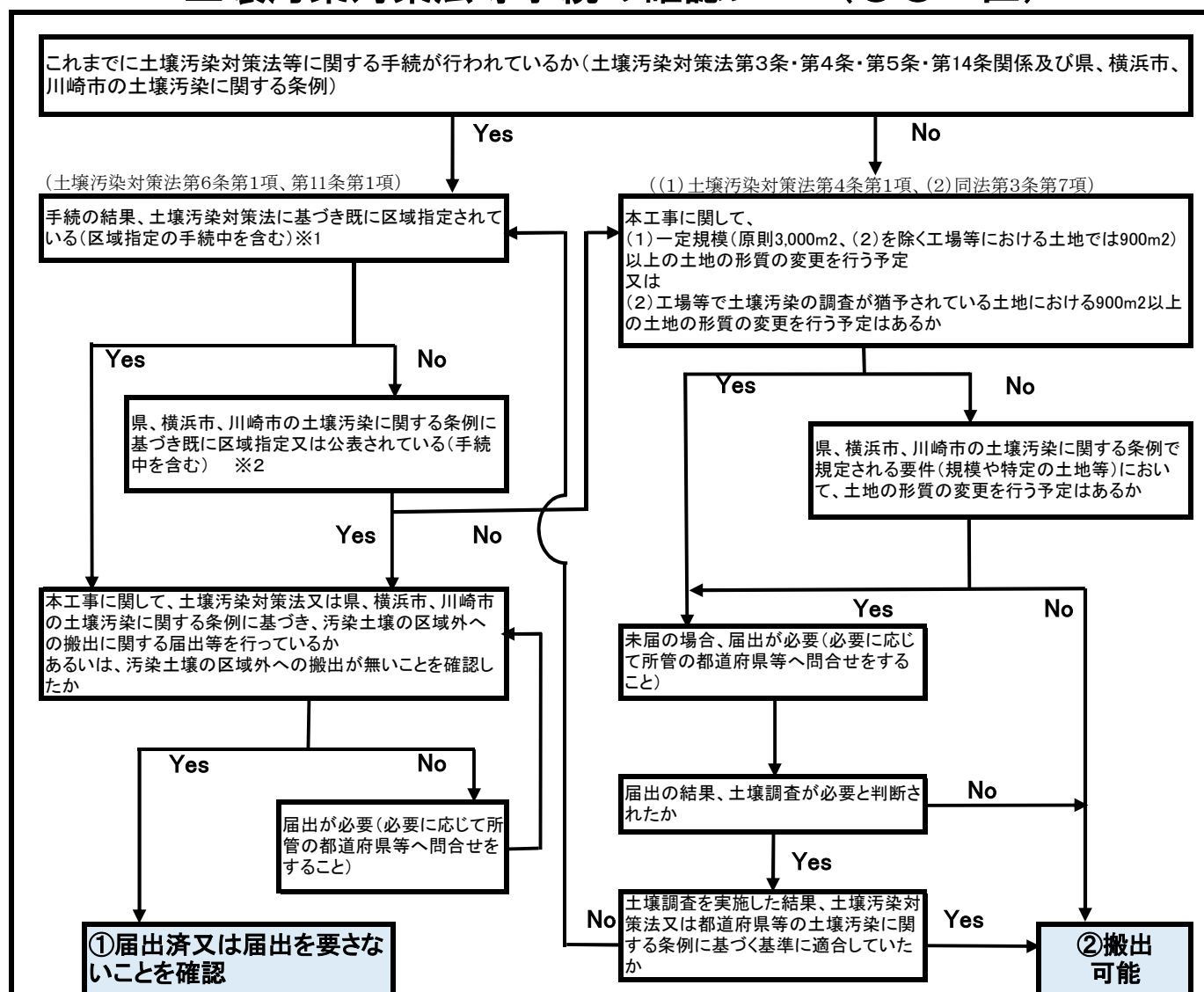
 会社名：

 現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 受 注 者 名	
担当者名・連絡先	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)
建設発生土の搬出時期	年 月 日 ～ 年 月 日
建設発生土の土質・土量	土質： 搬出量：

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
(2)	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

監督員が記載して、発注

【補足事項】

- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNoの矢印)を太線にすること。
- ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
- ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
- ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
- ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx
- ※1 土壌汚染対策法に関する政令10市(横浜・川崎・相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の区域指定状況については各市HPを参照すること。
- ※2 県条例に関する権限移譲8市(相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の公表については各市HPを参照すること。それ以外は、県HPを参照すること。
 横浜市・川崎市条例に関することについては各市HPを参照すること。
 〈県〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例
 〈横浜市〉横浜市生活環境の保全等に関する条例
 〈川崎市〉川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事業業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手續確認結果

受注者が記載

工区等	和名 罗马	確認結果
〇〇工区	②	手續確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

確認フロー「様式3」の結果を
監督員が記載して、発注

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	〇〇〇受入地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●県00000000号
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

監督員が記載して、発注

・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

(受領書記載例)

(例：受入地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)
 ●●●建設(株)
 責任者(※) ●●●殿

(受領先)
 ○○○受入地
 責任者(※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地
 ○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設(株)
 ●●●建設工事(工事名)
 ●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³(地山m³)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

(受領書記載例)

(例：中継基地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)
 ●●●建設(株)
 責任者(※) ●●●殿

(受領先)
 ○○○受入地
 責任者(※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地
 ○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設(株)
 ●●●建設工事(工事名)
 ●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m³(地山m³)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)